

# 米中経済摩擦とTPP

ERINA 調査研究部主任研究員

中島朋義

## 要旨

米国のトランプ政権の下で米中間の経済摩擦は激化した。トランプ大統領個人がまずやり玉に挙げているのは米国の中国に対する貿易赤字であるが、一方で民主党を含む議会などは知的財産権、国有企業の優遇などの問題を重視しており、それらが米国全体としての対中強硬姿勢の背景となっている。米中間の経済摩擦は通商に留まらずこのような分野を含めたものと言える。

しかし知的財産権、国有企業についての国際的なルール作りなどは、これまで米国が主導してきた TPP（環太平洋連携協定）の中に既に盛り込まれていた。また中国に対するオバマ政権の政策的意図も明確であった。現在米中の対立点となっている諸問題解決には、関税を武器に使った二国間交渉よりも TPP の目指した多国間のルール作りが望ましい。これは米国における政策提言の事例からも支持されている。

現時点では米国の TPP 復帰は見通せない状況にあり、また中国の TPP への加盟も短期のうちには困難と考えられる。しかしこのような状況においても、TPP が取り組んだ各分野の国際ルールの形成について、国際的な努力を重ねていくことは重要であろう。

キーワード：米中経済摩擦、TPP、経済統合、FTA

JEL classification: F13, F15, F51, F53

## はじめに

2017年に成立した米国のトランプ政権の下で米中間の経済摩擦は激化した。トランプ大統領個人がまずやり玉に挙げているのは米国の中国に対する貿易赤字であるが、一方で民主党を含む議会などは知的財産権、国有企業の優遇などの問題を重視しており、それらが米国全体としての対中強硬姿勢の背景となっている。米中間の経済摩擦は通商に留まらずこのような分野を含めたものと言える。しかし知的財産権、国有企業についての国際的なルール作りなどは、これまで米国が主導してきた TPP（環太平洋連携協定）の中に既に盛り込まれていた。本稿ではまず TPP を巡る経緯を振り返り、そこで行われた議論を整理する。さらに現在の米中摩擦を巡る政策提言から TPP に関わる部分を紹介し、今後の米中経済摩擦の解消に向けた考察の材料としたい。

## 1. TPP の展開とその後

### (1) TPP 構想とその具体化

21世紀初頭、アジア太平洋地域では ASEAN を核とする広域の制度的経済統合が議論されていた。その一つは

ASEAN10カ国に日本、中国、韓国の北東アジア3カ国を加えた東アジア自由貿易協定(EAFTA)であり、もう一つがその13カ国に豪州、ニュージーランド、インドを加えた16カ国による東アジア包括的経済連携(CEPEA)である。

こうした状況で、アジア太平洋における一方の主要貿易国である米国は、APEC(アジア太平洋経済協力)を舞台として、これらに対抗する対東アジア通商政策を打ち出してきた。それがすなわち APEC 全体を領域とする FTAAP(アジア太平洋自由貿易地域)構想であり、そこから生まれてきた TPP である。その経緯は(表1)にまとめたようになっている。日本もこの動きに対応し、2009年11月に鳩山政権の発表した「新成長戦略(基本方針)」に、2020年を目途に FTAAP を構築するためのロードマップを策定することが明記された。

しかし一方で、FTAAP は日米中など世界の主要な貿易国を領域とし、多くの利害を調整する必要が見込まれ、短期的には合意に到達することが困難と考えられる。そこで FTAAP に至るステップとして、APEC メンバーのうち有志による FTA、すなわち TPP を先行させる戦略をとった。

プッシュ政権は2008年9月にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4

か国による FTA、環太平洋戦略的経済連携協定(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership: P4、後の TPP)に参加することを表明した。オバマ政権への移行に伴い、米国の TPP の協議への参加は当初の予定より遅れたが、2010年3月には米国も参加し、公式協議が開始された。

一方、日本の菅政権は2010年10月に TPP 交渉への参加の検討を表明した。同年11月に横浜で開催された第18回 APEC 首脳会議において、TPP は EAFTA、CEPEA と並んで、FTAAP 実現に向けた具体的道筋の一つと位置づけられた。合意において三者が併記されたことは、APEC における東アジア諸国、特に中国の立場に対する一定の配慮と解釈できた。

TPP は内容的には基本的に関税撤廃の例外品目を認めず、サービス、投資、知的財産権などモノの貿易以外の分野についても包括的な合意を目指す、先進的な「21世紀型」の FTA を指向していた。TPP 交渉を通じてこうしたレベルの高い自由化の合意形成がなされれば、それが将来の FTAAP における自由化のルールを先取りすることとされた。

一方で、TPP の範囲が2010年当時の交渉参加国(9カ国)に止まるのであれば、

表1 TPPに関する動き

年	月	事項
2004年	11月	チリ・サンチアゴで開催された第12回 APEC 首脳会議で、ABAC <sup>1)</sup> がFTAAPを提案
2006年	7月	環太平洋戦略的経済連携協定(P4)発効(メンバー国:シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ)
	11月	ベトナム・ハノイで開催された第14回 APEC 首脳会議で、FTAAPが議題として取り上げられる
2008年	9月	米国通商代表部、P4への参加を正式に発表
	11月	オーストラリア、ペルー、P4への参加を表明 <sup>2)</sup>
2009年	11月	オバマ米大統領、東京都内で行った演説でTPPへの参加を正式表明
		シンガポールで開催された第17回 APEC 首脳会議で、FTAAP構想の検討の継続が宣言文に盛り込まれる
	12月	鳩山政権の発表した「新成長戦略(基本方針)」に、2020年を目途にFTAAPの構築するためのロードマップを策定することが明記される
2010年	3月	米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム(当初はオブザーバー参加、12月から正式参加)が加わったTPPの第一回交渉が開始
	10月	菅首相、所信表明演説でTPP交渉への参加検討を表明 マレーシアがTPP交渉に参加
	11月	横浜で開催された第18回 APEC 首脳会議において、FTAAPの実現に向け具体的な手段をとることで合意、(1)EAFTA(ASEAN+3)、(2)CEPEA(ASEAN+6)、(3)TPPをそれぞれFTAAPへの道筋として例示
2011年	11月	ホノルルで開催された第19回 APEC 首脳会議において、野田首相が「TPP交渉参加に向けて関係国と協議に入ること」を表明 カナダ、メキシコもTPP交渉参加を表明
2012年	11月	カナダ及びメキシコがTPP交渉に参加
2013年	3月	安倍首相がTPP交渉への参加を表明
	8月	日本がTPP交渉に参加
2016年	2月	TPP調印
2017年	1月	トランプ米大統領就任、TPPからの離脱を表明
2018年	3月	米国を除く11カ国が「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11またはCPTPP)」に調印
	12月	TPP11発効

出所: 各種資料より筆者作成

注: 1) APEC Business Advisory Councilの略、APEC 首脳会議に対し域内のビジネス界から提言を行う組織。

2) これ以降、拡大されるP4は環太平洋経済連携協定(TPP)と呼ばれるようになった。

その実際の経済効果は限定されたものにならざるを得なかった。交渉参加国は経済規模が小さい国が多く、対米貿易を除くと各国間の貿易額が小さいことも、経済効果を限定する要因となっていた。TPPはこうした直接的な経済効果を拡大するためにも、その範囲を拡大する必要があった。また参加国の拡大は前述のFTAAPへの道筋としての役割からも不可欠となっている。アジア太平洋の域内において、日本、中

国、韓国の北東アジア3カ国は、その経済及び貿易の規模からして、TPPの将来の参加者として特に重要な存在といえた。

## (2) 日本のTPP交渉参加

このような状況で、2011年11月にホノルルで開催された第19回APEC首脳会議において、野田首相が「TPP交渉参加に向けて関係国と協議に入ること」を表明した。これはアジア太平洋地域のFTA交渉に

大きな波紋を投げかけることとなった。即時的な効果として、カナダ、メキシコ両国が同首脳会議においてTPP交渉への参加を表明した。

中国は胡錦濤国家主席が交渉参加表明の直後に、日本の交渉参加に理解を示す発言をするなど、公式には冷静で第三者的な反応を示した。しかし一方で、例えば対外政策の形成に一定の影響力を持つと見られる政府系シンクタンク、中国社会科学院アジア太平洋研究所長の李向陽氏は日本のメディアにおいて、TPPを米国の経済のみならず安全保障面においてもアジア回帰を狙った政策手段と批判し、それに対する日本の参加も中国よりも米国を重視する外交政策の転換とする発言をした<sup>1)</sup>。知的財産権、政府調達、環境規制、国有企業、労働問題などの分野を包含し、中国が直ちに参加することが困難といえるTPPが、アジア太平洋地域の経済統合の標準モデルとなっていくことへの警戒の念を、中国政府として有したことは推測できた。

一方で野田政権は、与党内の反対もあり各国との公式交渉には踏み切れないまま2012年12月の総選挙で敗北し、代わって自民・公明連立による安倍政権が成立した。政権の中心となった自由民主党は総選挙において「聖域なき関税撤廃を前提とする限り、TPP交渉参加に反対する」という公約を掲げ、多くの候補者がTPPに反対する農業団体の支持を受けていた。このため、政権交代によって日本のTPP参加は困難となるという見方も出された。しかし安倍首相は2013年2月の訪米で、オバマ大統領と面談し、全ての品目が関税交渉の対象となるとの言明を得たことによって、選挙公約は守られるとし、2013年3月にTPP交渉への参加を公式に表明した。その後、日本は2013年8月にTPP交渉に正式に加わった。

## (3) TPP調印とトランプ政権の誕生

2016年2月、日本、カナダ、メキシコも加わった12カ国によってTPPが調印された。各国議会の批准をまって発行する段階に至った。

<sup>1)</sup> 日本経済新聞2012年1月1日朝刊。

TPP調印に関するオバマ大統領の声明には以下の文面が含まれ、アジア太平洋における新たな経済のルール作りについて、中国を排除し自国の主導によって進める米国の意思が明確に表明された。

“TPP allows America – and not countries like China – to write the rules of the road in the 21st century, which is especially important in a region as dynamic as the Asia-Pacific.”

TPPの発効には批准国の経済規模(GDP)による規定が設けられており、米国の批准なしでは発効しない条件となっていた。米議会においては与党民主党の中にも反対派があり、批准手続きは難航した。そうした中で2016年11月に行われた大統領選挙でTPP反対を掲げた共和党のドナルド・トランプ氏が当選した。2017年1月、大統領に就任したトランプ氏はTPPからの離脱を正式に表明した。これによってTPPは発効の可能性が無くなった。

米国を除くTPP参加11カ国は11カ国によるFTAの発効を目指して協議を開始した。この結果、一部の内容を改定した協定が、2018年3月に環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11またはCPTPP)として調印された。この協定は同年12月に発効した。この過程における日本政府の努力とリーダーシップは特筆すべきものであり、国際社会における自由貿易の理念を維持するという点から高く評価しうるものであった。

しかし、米国を欠くTPP11の経済規模は当初のTPPよりもはるかに小さいものとなった。したがって新たな国際経済のルール作りの土台としてのその影響力も限定されたものとなった。

#### (4) 日米貿易協定の調印

2019年10月、日米両国は二国間FTAである日米貿易協定に調印した。米国側からは牛肉、豚肉、小麦などの品目でTPPにおいて合意していた水準で日本市場へのアクセスを確保したが、コメ、ワインなどではTPP合意に劣る内容となった。また日本

側はTPPで合意していた自動車・同部品の関税撤廃について継続交渉となった。

合意内容については日本側がトランプ政権の自動車関税引き上げという脅しに屈して不利な内容で合意に至ったという批判もなされている。一方で本稿の論点との関連でいえば、この協定の成立によって日本市場の開放を梃にして米国に対してTPPへの復帰を促すという可能性が潰れてしまったことは大きいと考える。

## 2. 米中経済摩擦の激化

トランプ政権は2018年に入ると「安全保障上の脅威」を理由として、3月に日本、中国などに、6月にEU、カナダ、メキシコに対して、それぞれ鉄鋼・アルミ製品の関税の引き上げを行った。高率の関税を武器として各国との貿易問題について二国間で譲歩を迫る戦術であった。トランプ大統領の持論による保護主義的な通商政策が本格的に開始されることとなった。これは実質的にWTOのルールに反する内容であり、中国、EU、カナダ、メキシコなどはWTOに提訴を行った。

米中の二国間においては5月にムニューシン財務長官と劉鶴副首相の間の行われた貿易協議において米国側から次の三つの要求が出された。

- ①中国の対米貿易黒字の削減
- ②知的財産権の保護(知的財産権の侵害の禁止、対中直接投資企業に対する技術移転強要の禁止)
- ③『中国製造2025』<sup>2</sup>の見直し(指定分野の国有企業に対する補助金などの中止)

これに対して中国は①については、数量目標は受け入れないが輸入の拡大を約束、②は特許法などを見直し知的財産権を保護する、③については拒否と回答した。交渉担当者のムニューシン長官はこれを受け入れ、貿易摩擦の激化はいったん回避されたかに見えたが、トランプ大統領はこの合意を直ちに覆した。このため米中

両国は関税引き上げの報復合戦に突入り、両国間の交渉は2019年10月現在継続している。

2018年10月にはペンス副大統領のハドソン研究所における対中国政策演説が行われた。これは経済のみならず、政治、軍事から宗教に至るまで多くの分野での米中の対立を強調する内容であり、米国側の非妥協的な姿勢を打ち出すものであった。

この米中間の争点の中で②と③はTPPの取扱った分野に重なっている。②は知的財産分野と投資分野に関わり、③は国有企業分野に関わる。前述のようにTPPは中国を加盟対象国とはしていなかったが、将来におけるアジア太平洋地域、さらには世界の貿易投資における新分野のルール作りを視野に入れていた。就中、国有企業についてはこれまでのFTAで扱われなかったものを将来の中国の加盟も展望してルールを議論してきたものである。言い換えるならばオバマ政権期においても対中経済関係において②及び③の要素は危惧されていたと言える。

一方で、TPPを否定して貿易政策における二国間主義を標榜して政権についたトランプ大統領は、同じ課題に対して世界的なルール作りではなく、二国間の圧力で解決を図ろうとしている。しかし当面の状況として、1930年代のブロック経済を彷彿とさせる両国間の関税引き上げの報復合戦は、世界の貿易と経済を大きな危険に晒していると言わざるを得ない。

## 3. TPPと米中経済摩擦の論点

TPPの各章は(表2)の構成となっている。TPPではFTAの中核になる物品市場のアクセスに加えて、サービス、投資、競争政策、知的財産、政府調達など、WTOにおいてルール化を進めることが困難な分野について、米国を中心に先進的な内容を目指して議論が行われた。

本章では米中経済摩擦の中で特に議論の中心となっていると見られる競争政策、国有企業、知的財産の三つの分野について、TPPの内容を検討する。

<sup>2</sup> 2015年5月に中国国務院が出した産業政策に関する文書。2025年を目標年次としてハイテク産業を含む10の重点分野が提示されている。

表2 TPPの構成

第1章. 冒頭規定・一般的定義	第16章. 競争政策
第2章. 内国民待遇及び物品の市場アクセス	第17章. 国有企業及び指定独占企業
第3章. 原産地規則及び原産地手続	第18章. 知的財産
第4章. 繊維及び繊維製品	第19章. 労働
第5章. 税関当局及び貿易円滑化	第20章. 環境
第6章. 貿易救済	第21章. 協力及び能力開発
第7章. 衛生植物検疫 (SPS) 措置	第22章. 競争力及びビジネスの円滑化
第8章. 貿易の技術的障害 (TBT)	第23章. 開発
第9章. 投資	第24章. 中小企業
第10章. 国境を越えるサービスの貿易	第25章. 規制の整合性
第11章. 金融サービス	第26章. 透明性及び腐敗行為の防止
第12章. ビジネス関係者の一時的な入国	第27章. 運用及び制度に関する規定
第13章. 電気通信	第28章. 紛争解決
第14章. 電子商取引	第29章. 例外
第15章. 政府調達	第30章. 最終規定

出所:筆者作成

### (1) 競争政策

中川(2018a)によれば競争政策章は以下のような内容である。

TPPは貿易投資の自由化と並んで各種経済制度の調和を目指すものである。貿易自由化の成果を実現するためには公正な市場競争環境が必要であり競争政策の存在が必須となる。TPPではメンバー国に競争法の制定を義務付けており、TPP11メンバー国ではブルネイ以外は2018年時点で制定済みとなっている。TPPの第16章競争政策では競争政策の目的として消費者保護を明記している。

競争政策にかかわる事項はTPPの紛争解決手続き(第28章)の対象にはならない。これは自国の競争政策に対するWTOなどの国際機関の介入を嫌った米国の意見を反映したものであった。

### (2) 国有企業

国有企業は当初は競争政策の分野で扱われていたが、交渉の過程で第17章国有企業及び指定独占企業という新たな分野として独立した。これは貿易の自由化を進めていく中で、国有企業及び政府の指定する独占企業に対する特恵的な措置を禁止することを目指すものであった。

交渉では社会主義から移行経済であるベトナム、国有企業部門を多く抱えるマレーシアなどがこの分野の主な関係国となった。交渉過程では、国有企業に対し

財・サービスの貿易を自由化し、重要な国家プロジェクトで外国企業を差別的に扱うことを禁止することの義務付けが提案され、これに対し、ベトナム、マレーシアなどは強く反対した。また、TPPにおいて米国がこの問題を取り上げる背景には、自国の産業界から中国の国有企業への優遇がその国際競争力を強化しているという強い批判がなされていることがあった。中国はTPPの交渉参加国ではなかったが、その経済活動を念頭にTPPによって国有企業問題の国際的なルール作りを進めたいという米国の意図は広く認識されていた。

中川(2018b)によればTPPは国有企業及び指定独占に関する初めての包括的な国際協定とされる。その内容は国有企業の貿易活動のみならず自国内取引、第三国における取引も対象とし、また物品取引以外にサービス取引、投資活動も対象とするものである。

一方で川瀬(2016)は、TPPにおける国有企業分野の内容について下記の諸点の不備を指摘している。

- 狭い適用範囲と膨大な例外  
米シンガポールFTAの国有企業条項との比較において、国有企業の適用範囲が狭くまた加盟各国ごとに膨大な例外措置が規定されている。
- 国の関与及び所有に関する規律の欠如  
米シンガポールFTAの国有企業条項と

の比較において、国有企業の存在自体を規制する内容が含まれていない。

- 規制上の優遇に対する規律の欠如  
非商業的援助、即ち政府による国有企業への経済的援助に対する規律は規定されているが、規制制度における国有企業の優遇については規定されていない。
- 投資行動の合理性確保に関する規律の欠如  
国有企業の投資行動による独占力の行使については規定があるが、投資行動自体の合理性確保については規定がない。また国営の投資基金(SWF)は規制の対象となっていない。
- 非商業的援助の規制と政策合理性  
衰退産業において産業調整政策が行われる場合の非商業的援助との関係が規定されていない。
- 非商業的援助の規制の実施に関する課題  
非商業的援助に実際に規制を行う場合、TPPの紛争解決手続き(第28章)で対応することになるが、同種の機能を有するWTOに比べ事務局機能は脆弱である。例えばWTOが扱ったエアバス、ボーイングのそれぞれに対するEUと米国の補助金を扱った紛争事例では、補助金の適否を実証するために膨大な情報を扱う必要があった。TPPの枠組みでこうしたことが処理できるかどうか疑問がある。
- 透明性規律の実効性  
国有企業の活動に関する透明性規律の実効性の規定が不十分であり、そのため国有企業の活動に対する規制全体が十分に機能しない可能性を指摘している。

こうした諸点の改善については今後の課題となろう。しかしTPPが多国間FTAとしては初めて国有企業を協定における独立した分野として扱った意義は大きく、今後の同種のFTAのみならずWTOにおける規範作りの土台となることが期待されるところである。

### (3) 知的財産

中川(2018c)によれば、TPPの第18章

知的財産は多くの分野についてWTOの貿易関連知的財産権協定(TRIPS)よりも高水準な内容(いわゆるTRIPSプラス)となっている。同章では商標、地理的表示、特許、医薬品、意匠、著作権などの各分野について、それぞれ詳細な規定が設けられている。その中で主なTRIPSプラスの条項としては地理的表示、インターネット・サービス・プロバイダなどの分野があげられる。

#### 4. 米中摩擦への政策提言と TPP

米中経済摩擦の激化の中で、米国ではこれに対する政策提言が出されている。それらの中には対中国政策としての TPP の重要性を改めて指摘し、米国の TPP 復帰の必要性を主張するものも見られる。本章ではその中で包括的な内容を備えた Schell et al. (2019) から関連した部分を紹介する。同報告書はシンクタンク Asia Society Center on U.S.-China Relations と UC San Diego School of Global Policy and Strategy が組織した作業グループによるもので、多くの中国研究者及び貿易問題専門家がメンバーとなっている。その中には Charlene Barshefsky、Kurt M. Campbell といった政府要職の経験者も加わっている。

同報告書は経済面における米国の対中国政策として、以下の五つの進むべき方向を挙げている。

- I. 中国が既存の国際的公約を果たしさらに拡充することを要求する。
- II. 米国との建設的な関係の再構築のために中国が取るべき優先度の高い措置を提示する。
- III. パートナー諸国と協力してグローバルな経済ルールを強化する。
- IV. 結果とプロセスの両方に着目し結果を永続的なものにする。
- V. 国内投資を行い海外での競争力を確保する。

これらのうちでⅢ. については、自由で開放されたデジタル商取引環境、サービス規制の透明性の確保、投資保護、知的財産権保護に関する規定、および国有企業の運営のための原則などの項目で、CPTPP

及び北米自由貿易協定(NAFTA)から改定された米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)の内容が重要であるとし、米国の TPP への復帰を提言している。なお NAFTA の USMCA への改定については TPP の内容が一部反映されている。

さらに同報告書では以下の10項目について個別の政策提言が示されている。

第一に、中国の取引慣行に対抗するための努力においてトランプ政権は関税を道具として用いている。今後は努力を貿易収支から中国のひどい産業政策措置にシフトすることが必要。

第二に、米国は同盟国と歩調を合わせ、中国に焦点を当てた産業政策改革についての継続的議論を強化すべきである。

第三に、中国が貿易と投資の政策を適応させて世界の規範に適合させることが不可欠である。中国の産業政策は今日その代わりに、大規模な業界全体の補助金、強制的な技術移転、差別的な規制および財政上の扱い、保護された国内市場の聖域の「国家チャンピオン」企業への提供を通じて実施されている。

第四に、中国は相互主義の観点から外国投資を管理すべきである。中国で営業している外国企業は、先進国が中国企業に提供しているものと同等のアクセスを享受すべきである。

第五に、中国がその貿易と投資体制に必要な変更を行わない場合、米国は費用がかかろうとも、同じような志向のパートナー国と協調して経済的圧力を維持する準備をすべきである。

第六に、米国はサイバースパイに対する罰則と既存の法的規定を強化、およびそのような不正な慣行の恩恵を受ける輸入品の除外によって、引き続き知的財産の盗難と技術移転の強制に対処しなければならない。

第七に、米国は適切な手段を用い、CPTPP および USMCA の規定を出発点としてデジタル貿易に関する中国との合意に達することを試みるべきである。

第八に、米国は対内投資スクリーニング(外国投資リスクレビュー近代化法(FIRRMA)および輸出規制(輸出規制改革法、ECRA)に関する新たに改正され

た法律を、慎重に実施する必要がある。

第九に、米国の技術分野で勉強または就労しようとする中国国民に対する制限は、例外的な状況でのみ慎重に適用すべきである。

第十に、上記の問題に関する中国との交渉が実質的な進展をもたらさない場合、米国は特定の WTO 規定に違反しているだけでなく、「無効化と減損」に関する WTO 規定にも違反する中国の問題のある慣行に対して、広範な WTO 提訴を起こすことを検討すべきである。

これらの具体的項目のうちで、第二については CPTPP への加入即ち TPP への復帰を提言している。また第三、第七の二つについては CPTPP の内容を規範として中国との合意を図ることを提言している。

このように同報告書は、米中摩擦の中心となる部分について、TPP の内容の必要性を指摘しているのである。

#### おわりに

現在、米国の保護主義的な貿易政策は二国間交渉を手段として勢いを増している。米中経済摩擦以外に、西側諸国に対しても多くの要求が突きつけられている。カナダ、メキシコとの北米自由貿易協定(NAFTA)は2018年9月に米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)に改定された。2019年9月には日本との間ではやはり実質的には二国間 FTA である物品貿易協定(TAG)の締結が合意された。

日本をはじめとする11カ国によるTPP11には、本来アメリカのTPP復帰の受け皿という役割が期待されていたが、日米貿易協定の調印などを踏まえ、トランプ政権においてはその実現可能性は低いと判断せざるを得ない状況にある。一方で、韓国、タイ、台湾などTPP11への加盟を検討しているアジア太平洋の諸国・地域も存在しており、新たな知的財産権、投資、サービス貿易などを含む自由貿易のルール作りの核としての各国の期待は引き続き残されている。

本報告で見てきたように米中経済摩擦の論点の多くは既に TPP で具体的に扱われていた。また中国に対するオバマ政権の政策的意図も明確であった。現在

米中の対立点となっている諸問題解決には、関税を武器に使った二国間交渉よりもTPPの目指した多国間のルール作りが望ましいことは言うまでもない。これは米国における政策提言の事例からも支持されている。

現時点では米国のTPP復帰は見通せ

ない状況にあり、また中国のTPP11への加盟も短期のうちには困難と考えられる。しかしこのような状況においても、TPPが取り組んだ各分野の国際ルールの形成について、国際的な努力を重ねていくことは重要であろう。

一例としてはTPPの形成の契機作った

APECにおいて、FTAAPの具体化を目指すプロセスの中にTPPの要素を反映するような道筋は考えられよう。TPPの目指した先進的なルール形成を様々な経路で、アジア太平洋地域さらには世界に波及させていくことを目指すべきと考える。

## <参考文献>

- 馬田啓一(2014)「TPPと競争政策の焦点:国有企業規律」石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純編著『TPP交渉の論点と日本』文眞堂
- 外務省(2014)「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉概要」外務省
- 川瀬剛志(2016)「TPP協定における国有企業規律:概要と評価」馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『TPPの期待と課題』文眞堂、第11章
- 菅原淳一(2016)「メガFTAの潮流とTPP」馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著『TPPの期待と課題』文眞堂、第1章
- 大和総研(2018)「続・米中通商戦争のインパクト試算」大和総研
- 中川淳司(2018a)「TPPコンメンタール第16章競争政策」『貿易と関税』2018年5月号、日本関税協会
- 中川淳司(2018b)「TPPコンメンタール第17章国有企業」『貿易と関税』2018年6月号、日本関税協会
- 中川淳司(2018c)「TPPコンメンタール第18章知的財産」『貿易と関税』2018年7月号、日本関税協会
- 中島朋義(2015)「中国のFTA政策とTPP」石川幸一・馬田啓一・国際貿易編著『FTA戦略の潮流-課題と展望』文眞堂、第13章
- Enkhbayar, Sh. And Nakajima, T. (2018) “Economic Effects of the USA – China Trade War: CGE Analysis with the GTAP 9.0a Data Base”, ERINA Discussion Paper DP1806e, ERINA, December, 2018
- Schell, Orville and Shirk, Susan L., Chairs (2019) “Course Correction: Toward an Effective and Sustainable China Policy”, Task Force Report, Asia Society Center on U.S.-China Relations, UC San Diego School of Global Policy and Strategy, February 2019